第5回阿蘇市議会会議録

- 1. 令和 2 年 9 月 4 日 午前 10 時 00 分 招集
- 2. 令和 2 年 9 月 18 日 午前 10 時 00 分 開議
- 3. 令和 2 年 9 月 18 日 午前 11 時 39 分 散会
- 4. 会議の区別 定例会
- 5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1	番	佐	藤	和	宏	2	番	佐	藤	菊	男
3	番	児	玉	正	孝	4	番	甲	斐	純-	一郎
5	番	<u> </u>	石	昭	夫	6	番	竹	原	祐	_
7	番	岩	下	礼	治	8	番	谷	﨑	利	浩
9	番	園	田	浩	文	10	番	菅		敏	德
11	番	市	原		正	12	番	森	元	秀	_
13	番	大	倉	幸	也	14	番	田	中	弘	子
15	番	五.	嶋	義	行	16	番	藏	原	博	敏
17	番	古	木	孝	宏	18	番	田	中	則	次
19	番	加	﨑	德	雄	20	番	湯	淺	正	司

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市	長	佐	藤	義	興	副	J ī	市	長	和	田	_	彦
教 育	長	冏	南	誠 —	一郎	総	務	部	長	髙	木		洋
市民	部 長	宮	﨑		隆	経	済	部	長	阳	部	節	生
土木	部 長	吉	良	玲	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	教	育	部	長	Щ	口	貴	生
阿蘇医療センタ	一事務部長	井	野	孝	文	総	務	課	長	村	Щ	健	_
福 祉	課 長	松	岡	幸	治	農	政	課	長	佐	伯	寛	文
建設	課 長	中	本	知	己	則	. 政	課	長	廣	瀬	和	英
教育	課 長	藤	井	栄	治	会	計管理者	(会計	課長)	大	塚	浩	
監査委員事	務局長	山	本	繁	樹	政	策防	災護	長	加	藤	勇 二	二郎
ほけん	課 長	古	閑	茂	雄	鶴	光	課	長	秦		美色	呆 子
住 環 境	課 長	藤	田	浩	司	人	権啓	発態	長	市	原	吉	治
市民	課 長	森	永	智	保	ま	ちづ	くり言	果長	荒	木		仁
水道	課 長	浅夕	、野	浩	輝	税	務	課	長	市	原	修	
内牧支	所 長	加	来	隆	浩	波	野	支 所	長	岩	下	勝	則

農業委員会事務局長 渡 邉 一 倫

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 本 山 英 二 議会事務局次長 市 原 多喜男 書 記 山 本 悠 未

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 各常任委員長報告

- 1 総務常任委員長
- ① 議案第64号 今和2年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ② 議案第69号 令和2年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について
- ③ 議案第70号 令和2年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について
- ④ 議案第71号 令和2年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について
- ⑤ 認定第 1 号 令和元年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑥ 認定第7号 令和元年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑦ 認定第8号 令和元年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑧ 認定第9号 令和元年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑨ 認定第10号 令和元年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑩ 請願第 1 号 核兵器禁止条約の早期発効を求める意見書提出の請願
- ① 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第61号 阿蘇市手数料条例の一部改正について
- ② 議案第62号 阿蘇市障害者福祉計画策定委員会設置条例及び阿蘇市特別職の職員で 非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- ③ 議案第64号 令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ④ 議案第66号 令和2年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第67号 令和2年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ⑥ 議案第68号 令和2年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- ⑦ 議案第72号 令和2年度阿蘇市病院事業会計補正予算について
- ⑧ 認定第 1 号 令和元年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ③ 認定第4号 令和元年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑩ 認定第 5 号 令和元年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ① 認定第 6 号 令和元年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて

- ② 認定第 12 号 令和元年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について
- 3 経済建設常任委員長
- ① 議案第63号 阿蘇市野生動植物保護条例の一部改正について
- ② 議案第64号 令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ③ 議案第65号 令和2年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- ④ 認定第 1 号 令和元年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑤ 認定第 2 号 令和元年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定につい て
- ⑥ 認定第3号 令和元年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑦ 認定第11号 令和元年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- ⑧ 請願第2号 市道狩尾幹線道の復旧に係る意見書の提出を求める請願

午前10時00分 開議

1 開議宣告

○議長(湯淺正司君) おはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。したがいまして、定足数に達しておりますので、 これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。 会期日程等につきまして、これより議会運営委員長が報告をいたします。 議会運営委員長、谷﨑利浩君。

〇議会運営委員長(谷崎利浩君) おはようございます。

本日、午前9時30分より議会運営委員会を開催いたしましたので、その経過と結果について御報告をいたします。

まず、一般質問の取り扱いにつきまして、今期定例会の一般質問の通告者は 14 名で予定されております。従いまして、一般質問を 9 月 23 日と 24 日の 2 日間とし、23 日 7 名、24 日 7 名といたしましたので、議員各位の御協力をお願いいたします。

次に、執行部より議案1件、委員会発議による議案1件、議員発議による議案1件の提出がありました。また、本日の請願採決をもって委員会発議となる議案1件が提出されることとなっております。従いまして、本日並びに23日に議案の配布を行い、24日の最終日の一般質問の後に日程に追加して議題とすることとし、追加議案の審議につきましては、委員会付託を省略しまして採決することにいたしました。

なお、議会活性化準備委員会の申出により、24 日の議会閉会後に全員協議会を開くこと といたしましたので、御出席のほどよろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長(湯淺正司君) 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯淺正司君) 異議なしと認めます。

したがって、会期日程等につきましては、委員長報告のとおり決定をいたしました。 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

それでは、日程に従いまして議事を進めてまいります。

日程第1 各常任委員長報告

- 1 総務常任委員長
 - ① 議案第64号 令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について
 - ② 議案第69号 令和2年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について
 - ③ 議案第70号 令和2年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について
 - ④ 議案第71号 令和2年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について
 - ⑤ 認定第 1 号 令和元年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
 - ⑥ 認定第 7 号 令和元年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定につい て
 - ⑦ 認定第 8 号 令和元年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定につい て
 - ⑧ 認定第 9 号 令和元年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定につい て
 - ⑨ 認定第10号 令和元年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ⑩ 請願第 1 号 核兵器禁止条約の早期発効を求める意見書提出の請願
 - ① 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源 の確保を求める意見書の提出について
- ○議長(湯淺正司君) 日程第1「各常任委員長報告」を行います。

先日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託をいたしました、議案第64号「令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について」他9件を議題といたします。

総務常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長、田中弘子君。

〇総務常任委員長(田中弘子君) おはようございます。ただ今から総務常任委員会委員長報告をいたします。

令和2年第5回定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は、議案4件、認

定 5 件、請願 1 件、その他 1 件であります。9 月 9 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第64号「令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、「税務課」の予算について審査を行いました。

委員より、「新型コロナウイルス感染症対策として実施する市税等コンビニ収納サービス 導入事業については、コンビニでの納付書利用の開始が令和4年度からとのことだが、令和 3年度開始は難しいのか。」との質疑があり、税務課長から、「市税のみならず、上下水道使 用料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、住宅使用料、保育料もコンビニでの納付が可能 となります。導入には、納税されたデータを取り込む仕組みなどの基幹システムの改修はも とより、収納消込みの誤りや誤った納付書が発行されるなどの不具合が生じないよう慎重に 改修とテストを繰り返し行う必要があることから、最低8か月の準備期間を要します。また、 システム会社、他の自治体からも改修依頼があっており、納入時期について協議をしました が、時間を早めることはなかなか難しく令和4年度開始を予定しています。」との答弁があ りました。

次に、「政策防災課」の予算について審査を行いました。

政策防災課長の補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「総務課」の予算について審査を行いました。

委員より、「災害支援に職員を派遣した場合、宿泊費などの費用負担はどうなるのか。」との質疑があり、総務課長補佐から、宿泊費、日当、公用車のガソリン代も全て本市予算で負担しています。」との答弁がありました。

次に、「選挙管理委員会」の予算について審査を行いました。

委員より、「投票所が減っている要因は予算の関係か、それとも法律によるものか。」との 質疑があり、選挙管理委員会事務局次長である総務課長から、「法律によるものではなく、 合併の際の見直しで、予算の負担が最も大きい投票事務と開票事務に係る人件削減の観点な どから、現在の22投票区となったものです。」との答弁がありました。

次に、「財政課」の予算について審査を行いました。

財政課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「議会事務局」の予算について審査を行いました。

議会事務局長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 続きまして、

議案第69号「令和2年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について」、

議案第70号「令和2年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」、

議案第71号「令和2年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」

を一括議題として審査を行いました。

財政課長から補足説明があり、審査を経た結果、議案第 69 号から議案第 71 号までは、原 案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 続きまして、認定第1号「令和元年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

まず、「波野支所」の決算について審査を行いました。

委員より、「福祉バス運行事業について、『利用者の高齢化に伴い、車両への乗降に支障を来す方の今後の利用について検討する必要がある』との課題が出されているが、現段階で考えている対応は。」との質疑があり、波野支所長から、「福祉バスは、介護タクシーとは違い自立して行動できる方の利用が要件であるため、今のところステップを準備、それを使用し乗降できるよう対応しています。」と答弁がありました。

また、委員より、「波野の福祉バスは、利用者の評判も良く実績も出ていることから、定員を超える場合などには、現在使用の8人乗りのワンボックスカーから、より利用しやすい自動車に変える検討をしては。」との質疑があり、支所長から、「公用車の更新の時期に、そのようなことも検討しながら、状況に応じた対応を考えたいと思います。」との答弁がありました。

次に、「税務課」の決算について審査を行いました。

委員より、「地籍調査について、今のまま市で調査を進めた場合、調査完了までに要する期間と費用は。また委託した場合はどうか。」との質疑があり、税務課長から、「市の直営で調査を行った場合は、波野地区のみでも 18 年間、費用は職員の人件費も含め総事業費約 6億4,300万円。また、委託した場合は、8年間で3億7,600万円掛かると見込んでいます。」との答弁がありました。さらに、委員より、「土地所有者の高齢化などにより、今後境界の立会いが難しくなるため、委託して早急に調査を完了すべきでは。」との質疑があり、総務部長から、「実際、土地の所有者の死亡や相続人の不明など調査に弊害が出ており、市の直営で実施できるのは年間約2.5平方キロメートル程度です。委託した場合、調査面積は2倍近く広げられると考えますが、国からの補助があったとしても市もそれ相応の金額の負担となります。そのことも踏まえ財政課と協議中であり、本年度中には調査の方向性を決めていく考えです。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「市税徴収における不納欠損処理について説明を。」との質疑があり、 税務課長補佐から、「滞納者について、差し押さえる財産がないことや生活困窮により税の 納付能力がないこと。所在不明などの場合に、地方税法の規定により滞納処分の執行停止と いう処理をします。その後、状況が変化し支払い可能な状況になれば納付をしていただき、 ならなければ徴収できないものとし不納欠損処理を行います。」との答弁がありました。

次に、「政策防災課」の決算について審査を行いました。

委員より、「防災訓練をするよりも、近年は災害が続き住民の方々も実際に避難等を繰り返しているため、その経験をもとに問題点の洗い出しや要望、改善点を出し合う反省会を行い、自主防災組織の活動の充実を図ってはどうか。」との質疑があり、政策防災課長から、「実体験を基に課題を明確にし、その解決方法を検討することは、自主防災組織の活性化において、非常に大切かと思いますので、市民からの意見を徴収するような場の検討をしていきたいと考えます。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「地方バス運行等特別対策事業の決算額約 8,000 万円について、10 年前は約 6,000 万円だったと記憶するが、増額となった原因は。」との質疑があり、課長から、「本市の負担する事業費については、熊本県全体の運行経費から割り出されるものであるため、大きな要因は県内の運行経費の増加によるものだと思います。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「JR豊肥本線が全線開通したが、多くの利用者を促すためにも広報紙に時刻表を掲載しては。」との質疑があり、課長補佐から、「時刻表については、JRがインターネットやスマートフォンの普及から配布はしていないこともあり、市としての利用促進の取組として、全戸配布等に向け経済部と協議をしています。広報紙への掲載は、慎重に検討させていただきます。」との答弁がありました。

次に、「総務課」の決算について審査を行いました。

総務課長から、補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「財政課」の決算について審査を行いました。

委員より、「阿蘇市病院事業会計への貸付金の償還方法と繰出金の交付内容の説明を。」との質疑があり、財政課長から、「本事業会計貸付金は、資金不足解消のための貸付けで、4年据置きの 15年償還となっています。また、繰出金については、総務省から毎年出される地方公営企業繰出金についての通知に示された、令和元年度の病院事業に係る 16項目の 20種類の繰出しの基本的な考え方に基づき負担したものです。」との答弁がありました。

また、委員より、「基金の積立てについて、道路や橋梁などの設備も老朽化していく中、早急な対応が可能となるよう、ある一定の指標を持って積み増しを図れないか。」との質疑があり、課長から、「新型コロナウイルス感染症の影響で、市税をはじめ歳入減が危惧される中、どれだけの積立てが可能になるのか示せませんが、できる限り努力していく考えです。」との答弁がありました。

以上のような審査を得た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。 続きまして、

認定第 7 号「令和元年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、

認定第 8 号「令和元年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、

認定第 9 号「令和元年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、

認定第10号「令和元年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」 を一括議題として審査を行いました。

財政課長から補足説明があり、審査を経た結果、認定第7号から認定第10号までは、原 案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第1号「核兵器禁止条約の早期発効を求める意見書提出の請願」であります。

議会事務局長から趣旨説明の後、担当課の意見を求め、総務課長から、「平成 21 年 6 月 24 日、本会議において『非核・平和都市宣言』が決議されています。また、核兵器禁止条約について外務省のホームページには、『日米同盟の下で、核兵器を有する米国の抑止力を

維持することが必要です。核軍縮に取り込む上では人道と安全保障の二つの観点を考慮することが重要ですが、核兵器禁止条約では安全保障の観点を踏まえられていません。核兵器を直ちに違法化する条約に参加すれば、米国による核抑止力の正当性を損ない、国民の生命、財産を危険にさらすことを容認することになりかねず、日本の安全保障にとっての問題を惹起します』と日本政府の考えが示されており、慎重な判断が必要と思われます。」との意見がありました。

委員より、「理想論としては、核兵器はないほうがいいと思うが、アメリカとの同盟なくして日本の安全はあり得ないと考えるとき、核兵器を直ちに違法化する条約への参加を求める本請願は、採択できないと思う。」などの意見があり、また、別の委員より、「日本政府の意思、阿蘇市における平和宣言を踏まえると、不採択というよりも、趣旨採択ではどうか。」と意見がありました。

以上のような審査を経て、挙手による採決を行った結果、請願第1号は、賛成多数で趣旨 採択すべきものと決定いたしました。

最後に、今会期中に総務常任委員会で審査をすることになりました、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」であります。

事務局長から趣旨説明の後、担当課の意見を求め、財政課長から、「本市においても、感染拡大防止と経済回復に取り組む必要から、更なる財政出動が求められてくると考えます。 その一方、税収入をはじめ、歳入減が来年度も含め顕著になることは必至であり、今後の財政運営を考慮しましても、本意見書に関し同様の意見です。」との意見がありました。

委員より、「市税において、どれくらいの減収を見込んでいるか。」との質疑があり、総務 部長から、「個人市民税は、所得や個人消費の落ち込みからの減収が、法人市民税について も各事業者の業績が落ち込んでいる現状にあり、来年度の税収は相当厳しい状況になってく ると認識しています。」との意見がありました。

以上のような審査をした結果、本件は委員会提出議案として上程することに全会一致で決定いたしました。

以上が総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、総務常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するもの と決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(湯淺正司君) 以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

これより、総務常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯淺正司君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 64 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について」並びに認定第 1 号「令和元年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除き討論を行います。討論ありませんか。

8番議員、谷﨑利浩君。

〇8番(谷崎利浩君) 補正予算と決算を抜いて全部について討論をするということで、請願第1号についても討論してよろしいでしょうか。よろしいですか。

○議長(湯淺正司君) いいです。はい、どうぞ。

〇8番(谷崎利浩君) 委員会報告では趣旨採択ということでございましたけども、基本的に請願の採択は、採択か不採択しかないわけで、一応、趣旨採択も不採択のうちに入ると、そういう認識の下でよろしいでしょうか。それで反論させていただきたいと思います。

請願の採択基準は、議員必携の 283 ページに「『願意が妥当であるか』、次に、『実現の可能性があるか』、さらに『町村の権限、議会の権限事項に属する事項であるか』等が、その判断基準とされている。」と書いてあります。

3 番目から先に論じますと、285 ページには「特に、町村の権限外である外交問題に関する意見書を提出されたいという請願を採択することは一般的に好ましくないとされている」と書いてあり、地方自治体にはそぐわない請願であると考えます。

次に、1 番目の願意の妥当性についてですが、議員必携を読むと、請願とは住民が地方自治や議会に対する要望等と理解することができ、住民でない方、阿蘇市民でない方が提出され、署名も確認できていない状態で、阿蘇市民住民の請願なのかさえ分からない状態です。委員会では回答者がいませんでしたので、質問もできなかった状態でした。そのようなことでいいのか疑問を感じております。阿蘇市の非核・平和都市宣言は当然指示いたしますが、文中には反原発と日米安保離脱の趣旨も含まれており、阿蘇市の非核・平和都市宣言とは似て非なるものであると考えます。この内容は阿蘇市民総意の平和感でなく、一部の方々の平和論であろうと解釈できます。今、文中にあるように、アメリカの核の傘をなくせば、逆に日本の平和と安全は脅かされると考えます。まずは言論の自由と基本的人権などなどの共通の価値観で信頼できる世界をつくることが先だと思います。

2 番目の実現の可能性ですが、国連の常任理事国も核保有国も参加していない中での条約 発効は意味がないと考えます。まずは現在ある国連で制裁決議まで出せる核拡散防止条約の 履行に日本政府は全力を傾けるべきと考えます。そのためには日米安保は必要だと考えます。

また、日本の防衛政策から見て、意見書を取り上げることはないであろうし、この意見書を出すことは日本の防衛政策や自衛隊の活動を否定する根拠として利用される可能性すらあります。

以上3点から、この請願は判断基準に合ってないと思いますので、不採択が妥当だと思います。

以上です。

○議長(湯淺正司君) 他に討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯淺正司君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 64 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について」並びに認定第 1 号「令和元年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除く他の案件について採決をいたします。

お諮りいたします。議案第69号「令和2年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について」、議案第70号「令和2年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」、議案第71号「令和2年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」までを一括議題にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯淺正司君) 異議なしと認めます。

それでは、議案第69号から議案第71号までを一括して採決いたします。

議案第69号から議案第71号までの委員長の報告は可決であります。議案第69号から議 案第71号までについて、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯淺正司君) 異議なしと認めます。

よって、議案第69号から議案第71号までは、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。認定第7号「令和元年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第8号「令和元年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第9号「令和元年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第10号「令和元年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」までを一括議題にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯淺正司君) 異議なしと認めます。

それでは、認定第7号から認定第10号までを一括して採決いたします。

認定第7号から認定第10号までの委員長の報告は認定であります。認定第7号から認定 第10号までについて、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯淺正司君) 異議なしと認めます。

よって、認定第7号から認定第10号までは、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、請願第1号「核兵器禁止条約の早期発効を求める意見書提出の請願」についてを採 決をいたします。

先ほど不採択との討論がありましたので、この請願第1号は起立により採決いたします。 本案に対する委員長の報告は趣旨採択であります。それでは、これより起立による採決を いたしますが、採択、趣旨採択、不採択の順にそれぞれで行いたいと思います。間違えのな いようにお願いいたします。

まず、この請願第1号について、採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(湯淺正司君) 次に、この請願第1号は、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(湯淺正司君) 次に、この請願第1号は、不採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(湯淺正司君) それでは、趣旨採択が起立多数でしたので、請願第1号は趣旨採択 とすることに決定いたします。

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第61号 阿蘇市手数料条例の一部改正について
- ② 議案第62号 阿蘇市障害者福祉計画策定委員会設置条例及び阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- ③ 議案第64号 令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ④ 議案第66号 令和2年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第67号 令和2年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ⑥ 議案第68号 令和2年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- ⑦ 議案第72号 令和2年度阿蘇市病院事業会計補正予算について
- ⑧ 認定第 1 号 令和元年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑨ 認定第4号 令和元年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定 について
- ⑩ 認定第 5 号 令和元年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ① 認定第 6 号 令和元年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認 定について
- ① 認定第12号 令和元年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について
- ○議長(湯淺正司君) 続きまして、文教厚生常任委員会に付託をいたしました議案第 61 号「阿蘇市手数料条例の一部改正について」ほか 11 件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、森元秀一君。

○文教厚生常任委員長(森元秀一君) おはようございます。文教厚生常任委員会委員長報告をさせていただきます。

令和2年第5回定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、議案7件、認定5件であります。9月10日、午前10時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第61号「阿蘇市手数料条例の一部改正について」であります。

委員より、「通知カードを無くされた方が、マイナンバーカードを申請する場合に、本人確認は免許証でも良いのか。」との質疑があり、市民課長から、「通知カードを紛失された方がマイナンバーカードを申請される際には、本人確認として免許証、保険証等で確認し申請

書を作成しております。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 続きまして、議案第 62 号「阿蘇市障害者福祉計画策定委員会設置条例及び阿蘇市特別職 の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」であります。

福祉課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第64号「令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。 まず、「教育課」の予算について審査を行いました。

委員より、「中学校教育振興費の需用費で、2,000 万円の多額の教員用教科書、指導書、 指導教材等とあるが、詳しい内容を。」との質疑があり、学務係長から、「中学校の教科書が 来年度から変わるため、先生方の教科書、指導書、またデジタル教科書の費用として計上し ています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「旧宮地小学校跡地の整備事業設計業務委託料はどのような整備をされるのか。また、跡地利用の計画内容は。」との質疑があり、審議員から、「今の段階で、旧宮地小学校の処分そのものは確定しておりませんが、今後処分を行う上で、支障となる部分を前もって整備する必要があるため、今回設計を予算化し、来年度施工する計画です。主な施工内容は、道路整備をはじめ、用排水路、記念碑の移設、樹木の伐採等を計画しています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「旧坂梨小学校の地籍測量図作成業務委託料については、跡地利用のための委託料なのか。」との質疑があり、審議員から、「旧坂梨小学校の敷地の一部について、保育園の移設計画や防災倉庫の活用を検討していますが、登記簿上は筆界未定により境界が分からない状況であるため、今回将来的に整理するためにも登記簿を整備するものであります。」との答弁がありました。

次に、「福祉課」の予算について審査を行いました。

福祉課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に「ほけん課」の予算について審査を行いました。

委員より、「新型コロナウイルス感染症対策の備蓄については、マスクだけなのか。金額も含め詳細を。」との質疑があり、ほけん課長から、「購入物品としては、マスク、防護服、消毒液を予定しており、今後購入する時期によって単価も変わりますので、その単価に応じて備蓄していきます。」との答弁がありました。

次に、「市民課」の予算について審査を行いました。

市民課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 続きまして、議案第66号「令和2年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算につい て」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと 決定いたしました。 続きまして、議案第 67 号「令和 2 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと 決定いたしました。

続きまして、議案第 68 号「令和 2 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと 決定いたしました。

続きまして、議案第72号「令和2年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」であります。

委員より、「発熱外来の簡易診療室については、県内、県外のどちらから持ってくるのか。」 との質疑があり、医療センター総務課長から、「阿蘇市内に営業所がありますので、県内からのリースを予定しています。」との答弁がありました。さらに、委員より、「どこに設置するのか。」との質疑があり、課長から、「疑似症患者を病院内に入れないということを目的としていますので、計画としましては、救急外来の駐車場付近を検討しています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 続きまして、認定第1号「令和元年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」であ のます。

まず、「教育課」の決算について審査を行いました。

委員より、「子どもたちの学力について、学校運営協議会など体制が徐々に整いつつあり、これから更に伸びていくと思うが、現状で良い方向に展開しているのであれば詳しい説明を。」と質疑があり、教育長から、「学校の授業に加え、サマースクールや地域未来塾等の取組で児童生徒の確かな学力の育成を図っていますが、更にコミュニティスクールを導入し、地域の方々にも協力いただきながら、体験活動等を充実させ、コミュニケーション力や自分の力で解決したりする生きる力を育んでいます。県からも阿蘇市の取組には評価をいただいており、これから伸びていくものと期待しています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「部活動が社会体育へ移行したことにより、伝統芸能活動ができなくなっているとのことだが、虎舞クラブなど地域の伝統芸能の継承を今後どのように考えているのか。」との質疑があり、教育長から、「地域で大事にされている伝統芸能を耐えさせないよう閉校実行委員会の中でも協議を行っています。例えば地域の公民館活動や阿蘇っ子クラブ等への移行など、地域の方々が中心になって活動していただく体制ができつつあります。」との答弁がありました。

次に、「人権啓発課」の決算について審査を行いました。

委員より、「課題と今後の取組方針で、社会情勢の変化により新しい人権問題の課題が生じているとあるが、何か特定なものがあるか。」との質疑があり、人権啓発課長から、「新型コロナウイルス感染症に対する問題が、阿蘇市には直接相談はあっていませんが、他の地域

で発生しております。相談があった場合の対応として、ホームページやお知らせ端末等で啓発を行っています。」との答弁がありました。

次に、「福祉課」の決算について審査を行いました。

福祉課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「ほけん課」の決算について審査を行いました。

ほけん課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「市民課」の決算について審査を行いました。

委員より、「新型コロナウイルス感染症の影響で、ステイホームによるごみの量が増えていると聞くが、本市での状況は。」との質疑があり、市民課長から、「一般の家庭ごみは、昨年の4月・5月分で比較すると増加傾向にありましたが、事業系のごみの方がコロナの影響による飲食店の休業等で大幅な減量となり、総量として減っている状況です。」との答弁がありました。

また、別の委員により、「マイナンバーカードの交付率が増加傾向というが、全体的に見てなかなか普及していない。なぜ普及しないのか分析はどのようにされているのか。」との質疑があり、市民部長から、「情報が漏れるという不安から作らないという意見が多いです。カード自体には情報が入っていないことを周知していますが、なかなか住民の方々の理解が得られません。来年3月から保険証との兼用の話もありますし、今後、行政手続に伴う添付書類の簡素化も図っていく必要があると思っています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。 続きまして、認定第4号「令和元年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認 定について」であります。

委員より、「特定保健指導については、受診結果の説明など一人ひとり丁寧な対応がなされ、非常に評価している。今後も引き続き対応してもらいたい。」との意見があり、ほけん課長から、「個別の保健指導につきましては、地区担当の保健師を定め、引き続ききめ細やかな対応に努めます。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「40 歳代の受診率が低くなっているが、具体的にどのような取組で 受診率を伸ばしていくのか。」との質疑があり、保健予防係長から、「40 歳代の方の受診率 向上のため、今年度から新たな取組として、40 代セット健診を実施し、完全予約制により 待ち時間のない状態で、忙しい方でも受診できる体制をとっています。また、併せてがん検 診もセットで受けていただくようにしています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定するものと決定いたしました。 続きまし以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。 ました。

続きまして、認定第5号「令和元年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

委員より、「認知症患者の把握が非常に難しい中、一人暮らしは高齢者世帯など家庭環境に応じた支援が必要ではないか。」との質疑があり、市民部長から、「認知症の程度により、

地域包括支援センターや保健師が対応していますが、区長をはじめ、地域ではどの程度携わっていいのか苦慮しています。今後、ほけん課や福祉課、社会福祉協議会が一体となり早急に取り組むべき分野だと感じています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。 続きまして、認定第6号「令和元年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の 認定について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案とおり認定すべきものと決 定いたしました。

続きまして、認定第 12 号「令和元年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」であります。

委員より、「監査員の指摘にもあったが、患者さんへの窓口対応が良くないとの評判を耳にする。せっかく常勤医師も増えたことから、評判を良くするための意識改革をはじめ早急に抜本的な改善の必要があると思うが、どのような取組を行っているのか。」との質疑があり、医療センター事務部長から、「窓口業務については、委託業者に対して社員教育を徹底するよう強く申入れを行っています。御指摘については、早急に対策を講じていきたいと思います。」との答弁がありました。

さらに、別の委員より、「市民の方々は、窓口業務も含め全て市の職員と思っている。委託業者に対し、直接指導する立場ではないかもしれないが、意思疎通はできているのか。」との質疑があり、部長から、「外部委託職員に対しても、病院の顔だという自覚を持っていただくようお願いしています。今後も医療機関に勤める以上、患者様の目線でしっかりと対応してもらうよう理解を求めてまいります。」との答弁がありました。

また、委員より、「市外からの新型コロナウイルス感染者の受入れを行っているが、阿蘇市内の患者が発生した場合、どのような対応をするのか。」との質疑があり、部長から、「クラスターの発生も含め、県の調整本部で対応することとなっています。当然阿蘇市内の患者であれば、受入れ病院として最優先になると思います。あくまで基本は4床であるため、調整本部の調整をお願いすることになりますが、軽症であれば医療機関での入院ではなく、県が用意した宿泊所への隔離となるなど総合的な判断になるかと思います。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。 以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、文教厚生常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

〇議長(湯淺正司君) 以上で、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これより、文教厚生常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑はありませんか。 「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(湯淺正司君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第64号「令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について」並びに認定第1

号「令和元年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除き討論を行います。討論 ありませんか。

8番議員、谷﨑利浩君。

○8番(谷崎利浩君) 医療センターの委員長報告は可決ということでありますが、医療センターについては昨年度も赤字である点、赤字が拡大している点、あとは経営の見込みが立って、今後の改善の見込みが立ってない点で反対いたしました。

本年は医療センターの努力によりまして、経営改善の見込みは出てきたなと非常に喜んでおります。しかしながら、それは令和2年度に効果として現れてくると思っています。令和元年度の決算については、赤字である点、コロナの影響を考えても赤字である点は基本的なところでありますので、そして、またそれが増えておりますので、2年度には期待いたします。せめて減価償却額より小さい赤字であるなら承認できるかなと思いますけども、今回は医療センターの件については反対すべきだと思います。

○議長(湯淺正司君) 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(湯淺正司君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第64号「令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について」並びに認定第1号「令和元年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第 61 号「阿蘇市手数料条例の一部改正について」採決をいたします。本案に 対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議 ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯淺正司君) 異議なしと認めます。よって、議案第 61 号は、委員長の報告のと おり可決されました。

次に、議案第 62 号「阿蘇市障害者福祉計画策定委員会設置条例及び阿蘇市特別職の職員 で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯淺正司君) 異議なしと認めます。よって、議案第 62 号は、委員長の報告のと おり可決されました。

次に、議案第 66 号「令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」採 決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯淺正司君) 異議なしと認めます。よって、議案第 66 号は、委員長の報告のと

おり可決されました。

次に、議案第 67 号「令和 2 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」採決を いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

O議長(湯淺正司君) 異議なしと認めます。よって、議案第 67 号は、委員長の報告のと おり可決されました。

次に、議案第 68 号「令和 2 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」 採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯淺正司君) 異議なしと認めます。よって、議案第 68 号は、委員長の報告のと おり可決されました。

次に、議案第72号「令和2年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

O議長(湯淺正司君) 異議なしと認めます。よって、議案第 72 号は、委員長の報告のと おり可決されました。

次に、認定第4号「令和元年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯淺正司君) 異議なしと認めます。よって、認定第4号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号「令和元年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯淺正司君) 異議なしと認めます。よって、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号「令和元年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯淺正司君) 異議なしと認めます。よって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第 12 号「令和元年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」採決をいたします。

反対討論がありましたので、この認定第 12 号は、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(湯淺正司君) 起立多数です。したがって、認定第 12 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯淺正司君) それでは、暫時休憩をいたします。11 時 10 分から再開いたします。午前 10 時 57 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

- ○議長(湯淺正司君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
 - 3 経済建設常任委員長
 - ① 議案第63号 阿蘇市野生動植物保護条例の一部改正について
 - ② 議案第64号 令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について
 - ③ 議案第65号 令和2年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
 - ④ 認定第 1 号 令和元年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
 - ⑤ 認定第 2 号 令和元年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて
 - ⑥ 認定第 3 号 令和元年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ⑦ 認定第 11 号 令和元年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定につい て
 - ⑧ 請願第 2 号 市道狩尾幹線道の復旧に係る意見書の提出を求める請願
- 〇議長(湯淺正司君) 次に、経済建設常任委員会に付託いたしました、議案第 63 号「阿蘇市野生動植物保護条例の一部改正について」ほか7件を議題といたします。

経済建設常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長、五嶋義行君。

〇経済建設常任委員長(五嶋義行君) お疲れでございます。経済建設常任委員会委員長報告を行います。

令和2年第5回定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は、議案3件、認定4件、請願1件であります。9月11日、午前10時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第63号「阿蘇市野生動植物保護条例の一部改正について」であります。

委員より、「野生動植物となるヒゴタイなどの盆花を採取することが、この条例に抵触すると思っている市民の方が多数おられる。この条例に抵触しない旨を市民には周知するのか。」との質疑があり、住環境課長から、「当然そのような心配も考えられるため、周知を図ります。」との答弁がありました。さらに、別の委員より、「盆花の自家用の採取は良いが、販売を目的とした採取は条例の趣旨に反すると思われる。商店向け盆花の販売をしないよう通知すべきでは。」との質疑があり、土木部長から、「条例制定後には、これまで販売していた店舗等に対し周知を図っていきます。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 続きまして、議案第64号「令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、「農業委員会」の予算について審査を行いました。農業委員会事務局長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「農政課」の予算について審査を行いました。

委員より、「最近そばの栽培が少しずつ増えているように思うが、産地生産基盤パワーアップ事業補助金で購入する専用コンバインの活用地域は波野地区のみとなるのか。」との質疑があり、農政課長から、「事業主体が波野そば生産組合であるため、波野地区のみでの活用となります。旧阿蘇町・一の宮地区については、阿蘇農業協同組合が所有する汎用コンバインが活用できます。なお、この汎用コンバインの波野地区での活用も検討しましたが、適期の刈り取りに影響が出ることが懸念されるため、今回は波野そば生産組合が事業主体となり導入することになりました。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「林業施設災害復旧工事による林道釜割線の今後の工程は。」との質疑があり、課長から、「現在、調査設計を委託しており、設計書が出来上がり次第国の査定を受け、その後に工事を発注し、年度内に竣工する予定です。」との答弁がありました。

次に、「観光課」の予算について審査を行いました。

委員より、「サイクルツーリズム推進事業補助金により実施される『ASO二重峠トンネルライド 2020』の参加者募集地域の範囲と参加予定数は。」との質疑があり、観光課長から、「九州圏内から 550 名の参加を募り、そのうち阿蘇市民枠として 80 名分を確保しています。」との答弁がありました。

次に、「まちづくり課」の予算について審査を行いました。

委員より、「指定管理者が撤退した『はな阿蘇美』について、今後の委託の募集予定と受 託希望者の状況は。」との質疑があり、まちづくり課長から、「指定管理者の募集は 10 月以 降を予定しており、既に3、4件の問合せが入っています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「飲食店等コロナ感染症予防対策補助金の詳細な説明を。」との質疑があり、「本事業は8月4日の県議会において議決された補助金であるため、8月5日以降の新型コロナウイルス感染症対策に要した費用を対象に補助するものです。負担割合は県が8分の3、市が8分の3、自己負担は8分の2となり、1店舗あたり最大10万円の補助になります。」との答弁がありました。

次に、「住環境課」の予算について審査を行いました。

委員より、「仮設住宅内談話室移築・合築工事完了後の維持管理はどのようになるのか。」 との質疑があり、住環境課長補佐から、「移築合築後は阿蘇医療センターに譲与するため、 維持管理も阿蘇医療センターに引き継ぐことになります。」との答弁がありました。

次に、「建設課」の予算について審査を行いました。

委員より、「阿蘇市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金については、通学路沿いなどの危険なブロック塀が対象となるとのことだが、申請件数はどの程度になっているか。また、別途、市が把握している危険箇所もあるのか。」との質疑があり、建設課長から、「広報誌で申請のお知らせをしていますが、現在 14 箇所の申請を受け、担当者と関係者で撤去に向けた協議を行っています。また、熊本地震で主な危険ブロック塀が倒壊したことにより、補助金の申請から危険箇所を把握しているのが実情です。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 続きまして、議案第65号「令和2年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」で あります。

住環境課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと 決定いたしました。

続きまして、認定第1号「令和元年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

まず、「農業委員会」の決算について審査を行いました。

委員より、「農地利用の集積や小作契約が進まない理由の一因として、大規模農業者と小規模農業者では契約に対する考え方にすれ違いがある。大規模農業者と小規模農業者が互いに思いやりをもって事業を進めるべきと考えるが。」との質疑があり、農業委員会事務局長から、「事務局としましても農業委員、推進員と共に互いに寄り添った契約が進むよう大規模農業者等に周知していきます。」との答弁がありました。

次に、「農政課」の決算について審査を行いました。

委員より、「有害鳥獣による被害は今後も増加すると考えるが、被害発生時に即座に対応できる緊急的な駆除・捕獲システムが構築できないか。」との指摘があり、農政課長から、「有害鳥獣駆除隊による瞬時の対応は難しいため、今後は自己防衛策を強化する必要があると思われます。残菜の適正な管理や、耕作放棄地などの有害鳥獣が潜む恐れがある場所の解消に、地域や集落全体で取り組んでいただけるよう推進していきます。また、ICTを利用した駆除の手法も取り入れていきたいと考えています。加えて、駆除隊の高齢化も進んでい

ますので、担い手の育成も行っていきたいと思います。」との答弁がありました。

次に、「観光課」の決算について審査を行いました。

委員より、「ビジット・ジャパン連携事業委託については、対象にベトナムを選定した理由は。」との質疑があり、観光課長補佐から、「現在、東アジアの台湾や韓国からは個人旅行が増えている中で、ベトナムはまだ団体旅行が多く、これから新しく開拓していく余地があると思われるため、福岡市など九州の観光地が連携した取り組みにより、集客促進を図ったところです。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「仙酔峡ロープウェイ鋼索撤去等工事の進捗状況は。」との質疑があり、観光企画係長から、「現在は裁断したロープを巻き上げる作業を行っており、8 割程度終わっています。年度内には完了する予定です。」との答弁がありました。さらに、委員より、「今後は工作物の撤去費用も発生してくると思う。現在は県の復興基金で費用を賄っており、市の一般財源は使用していないが、九州産業交通ホールディングスにも費用負担の協力をしてもらえるよう、協議をすべきと考えるが。」との質疑があり、課長から、「九州産業交通ホールディングスには施設に対して法的な責務はありませんが、民意の部分もあることから、先方とも協議をしたいと思います。」との答弁がありました。

次に、「まちづくり課」の決算について審査を行いました。

委員より、「中央公園及びあそ☆ビバ管理運営事業の決算額約 2,200 万円については、平成 30 年度は約 1,050 万円だった。増額になった理由は。」との質疑があり、まちづくり課長から、「バッテリーカー購入に伴うコース整備を、指定管理者のASOワークネットに業務委託した約 900 万円が、主に増えた理由です。」との答弁がありました。さらに、委員より、「このコースは、業者に依頼せず、指定管理者の職員が造ったのか。」との質疑があり、課長から、「塗装関係は外注しなければ施工できませんでしたが、ほとんどの部分は職員で造っていただきました。」との答弁がありました。

次に、「住環境課」の決算について審査を行いました。

委員より、「市営住宅の一部は老朽化が目立ち入居者も減っているが、市営住宅の管理状況は。また、老朽施設入居者の新しい市営住宅への転居を、どのように促していく方針か。」との質疑があり、住環境課長から、「平成30年度に策定したマスタープランに基づき、団地の集約を計画的に進めているところです。廃止予定の団地につきましては、退去された時点で順次取り壊し整地しています。また、新しい住宅への転居は、家賃の増額を伴うなど様々な事情があるかと思われますが、老朽化した住宅は危険性が高いので、丁寧に説明し理解を求めていきます。」との答弁がありました。

次に、「建設課」の決算について審査を行いました。

委員より、「阿蘇市橋梁長寿命化計画は、今後どのように進めていくのか。」との質疑があり、建設課長から、「阿蘇市橋梁長寿命化計画は、架け替えではなく補修を行い寿命を延伸する計画であり、これに基づき年度ごとの補修計画を立てていますが、災害や突発的な事業を優先することから、計画的に実行できていない状況にあり、後々の年度にその余波が及ぶことを懸念しています。」との答弁がありました。さらに、委員より、「橋の補修が必要であ

るということは、落橋の可能性があることを考えておかなければならない。橋梁の補修に対する国からの予算処置は、どの程度期待できるのか。」との質疑があり、課長から、「国では現在積極的に補助事業を推進していますので、適宜補助を要望していきます。補助率は58.85%です。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。 続きまして、認定第2号「令和元年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定 について」であります。

観光課長から補足説明があり審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第3号「令和元年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

住環境課長から補足説明があり審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決 定いたしました。

続きまして、認定第 11 号「令和元年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」であります。

水道課長から補足説明があり審査を経た結果、本議案は原案のとおり認定すべきものと認 定いたしました。

続きまして、請願第2号「市道狩尾幹線道の復旧に係る意見書の提出を求める請願」であります。

議会事務局長の趣旨説明会の後、担当課の意見を求め、建設課長から、「狩尾幹線については、市道として公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧事業を実施することは困難であり、意見書(案)でも『国立公園内の草原維持管理に特化した道路としての用途転換』を求めているように、国の財産である草原を管理するための道路を、国が直轄で整備するよう要望する内容となっていますので、『負担法に基づく市負担金の皆無』は、削除すべきではと考えます。」との意見がありました。

委員より、「当然これは採択すべきだと思うが、建設課長の話にあった『負担法に基づく 市負担金の皆無』を意見書から外すべきかという点については、十分考慮した上で意見書は 提出すべきであると思う。」などの意見がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は採択すべきものとし、本会議の請願採択となった場合、経済建設常任委員会の審査内容を踏まえた意見書を作成し、委員会提出議案として提出することに決定いたしました。

以上が経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、経済建設常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要する ものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(湯淺正司君) 以上で、経済建設常任委員長の報告を終わります。

これより、経済建設常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり] ○議長(湯淺正司君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 64 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について」並びに認定第 1 号 「令和元年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除き討論を行います。討論あ りませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯淺正司君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 64 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について」並びに認定第 1 号「令和元年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議題第 63 号「阿蘇市野生動植物保護条例の一部改正について」採決をいたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(湯淺正司君) 異議なしと認めます。よって、議案第 63 号は、委員長の報告のと おり可決されました。

次に、議案第65号「令和2年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(湯淺正司君) 異議なしと認めます。よって、議案第 65 号は、委員長の報告のと おり可決されました。

次に、認定第2号「令和元年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯淺正司君) 異議なしと認めます。よって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、認定第3号「令和元年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯淺正司君) 異議なしと認めます。よって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第 11 号「令和元年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯淺正司君) 異議なしと認めます。よって、認定第 11 号は、委員長の報告のと おり認定することに決定いたしました。

次に、請願第2号「市道狩尾幹線道の復旧に係る意見書の提出を求める請願」について採 決をいたします。

本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯淺正司君) 異議なしと認めます。よって、請願第2号は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

以上で、議案第64号「令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について」並びに認定第1号 「令和元年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除く案件について、討論・採 決が終わりました。

これより、議案第 64 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について」討論を行います。 討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯淺正司君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第64号「令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について」採決をいたします。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決であります。本案は、各常任委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

〇議長(湯淺正司君) 異議がありましたので、この議案第 64 号「令和 2 年度阿蘇市一般 会計補正予算について」は起立により採決いたします。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決であります。

本案は、各常任委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

O議長(湯淺正司君) 起立多数です。したがって、議案第 64 号は、各常任委員長の報告 のとおり可決されました。

次に、認定第1号「令和元年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

13 番議員、大倉幸也君。

O13 番(大倉幸也君) 13 番、大倉です。

反対の立場で討論をしたいと思います。別冊 14 にありますように、阿蘇市監査委員からの意見書の中にありますように、29 ページの「はな阿蘇美」の基本納付金の未収金ですが、これが今回もまた指定管理者が交代するということで、募集しなければならないということになっております。こういう事柄が尾を引かないように、絶対これは納付をしてもらわなければいけないものだと思っております。ということで反対をいたします。

- ○議長(湯淺正司君) 他に討論ありませんか。
 - 6番議員、竹原祐一君。
- ○6番(竹原祐一君) 6番、竹原です。

私は、反対の立場で討論に参加しますが、人権啓発課の運動団体への支援ということで 585 万円、これについては取組の方針ということで書いてありますが、高齢化により活動回 数が減少傾向にあるということであれば、予算を減らすべきだと私は思いますので認定には 賛成できません。

○議長(湯淺正司君) 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(湯淺正司君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより認定第1号「令和元年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」採決をいたします。

反対討論がありましたので、この認定第1号「令和元年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の 認定について」は、起立により採決いたします。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は認定であります。本案は、各常任委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(湯淺正司君) 起立多数です。したがって、認定第1号は、各常任委員長の報告の とおり認定することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、本日の会議を散会いたします。お疲れ様でした。

午前 11 時 39 分 散会